美馬市 建設機械借上及び運転労務等に係る単価表

［令和６年１０月１０日以降に発注する工事等に適用］

機　械　名	規　格	単　位	昼間 (8時～17時)	夜間 (17時～22時) (5時～ 8時)	深夜 (22時～5時)	備考
機械費						
バックホウ（小型･後方超小旋回）	0.066(0.05)m3	h	5,350	6,130	6,900	運転手含む
バックホウ（小型･後方超小旋回）	0.08(0.06)m3	h	5,870	6,640	7,420	運転手含む
バックホウ（小型･後方超小旋回）	0.13(0.10)m3	h	6,170	6,900	7,630	運転手含む
バックホウ（小型･後方超小旋回）	0.16(0.12)m3	h	6,280	7,010	7,740	運転手含む
バックホウ（小型）	0.13(0.10)m3	h	5,900	6,630	7,360	運転手含む
バックホウ（小型）	0.16(0.11)m3	h	6,100	6,830	7,560	運転手含む
バックホウ（後方小旋回）	0.28(0.2)m3	h	6,670	7,400	8,140	運転手含む
バックホウ	0.28(0.2)m3	h	6,200	6,930	7,670	運転手含む
バックホウ	0.45(0.35)m3	h	7,310	8,040	8,770	運転手含む
バックホウ	0.6(0.5)m3	h	8,050	8,780	9,510	運転手含む
バックホウ	0.8(0.6)m3	h	9,980	10,700	11,400	運転手含む
ホイールローダ	0.3m3	h	5,790	6,680	7,570	運転手含む
ホイールローダ	0.4m3	h	6,150	7,040	7,920	運転手含む
ホイールローダ	0.5m3	h	6,770	7,670	8,570	運転手含む
ホイールローダ	0.9～1.0m3	h	7,980	8,880	9,780	運転手含む
ホイールローダ	1.3～1.4m3	h	8,590	9,500	10,400	運転手含む
ホイールローダ	1.5～1.7m3	h	10,400	11,300	12,200	運転手含む
ホイールローダ	1.9～2.1m3	h	11,800	12,700	13,600	運転手含む
ホイールローダ	2.5～2.9m3	h	13,200	14,100	15,000	運転手含む
ダンプトラック	2t積級	h	5,240	5,960	6,680	運転手含む
ダンプトラック	3t積級	h	5,520	6,240	6,950	運転手含む
ダンプトラック	4t積級	h	6,120	6,840	7,560	運転手含む
ダンプトラック	10t積級	h	9,380	10,100	10,800	運転手含む
トラック	2t積	h	5,820	6,710	7,590	運転手含む
トラック	3～3.5t積	h	6,110	6,990	7,880	運転手含む
トラック	4～4.5t積	h	6,670	7,550	8,440	運転手含む
トラック	10～11t積	h	9,590	10,500	11,400	運転手含む
トラック（クレーン装置付）	2t積　2.9t吊	h	5,870	6,600	7,330	運転手含む
トラック（クレーン装置付）	3～3.5t積　2.9t吊	h	6,340	7,070	7,800	運転手含む
トラック（クレーン装置付）	4～4.5t積　2.9t吊	h	6,600	7,330	8,060	運転手含む
トラック（クレーン装置付）	5～5.5t積　2.9t吊	h	6,950	7,680	8,420	運転手含む
トラック（クレーン装置付）	8t積　2.9t吊	h	8,320	9,050	9,780	運転手含む
ラフテレーンクレーン	10t	h	9,030	9,760	10,500	運転手含む
ラフテレーンクレーン	16t	h	10,700	11,500	12,200	運転手含む
ラフテレーンクレーン	20t	h	11,100	11,800	12,500	運転手含む
ラフテレーンクレーン	25t	h	12,100	12,800	13,500	運転手含む
高所作業車	作業床高11.0～12.0m	h	7,610	8,470	9,330	運転手含む
高所作業車	作業床高22.0m	h	9,190	10,000	10,900	運転手含む
モータグレーダ	ブレード幅 3.1m	h	10,400	11,300	12,100	運転手含む
タイヤローラー	3～4t	h	6,440	7,300	8,160	運転手含む
タイヤローラー	8～20t	h	9,450	10,300	11,200	運転手含む
振動ﾛｰﾗ	3～4t	h	8,040	9,110	10,200	運転手含む
振動ﾛｰﾗ（ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ）	0.5～0.6t	h	529	529	529	運転手別途計上
振動ﾛｰﾗ（ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ）	0.8～1.1t	h	791	791	791	運転手別途計上

機　械　名	規　格	単　位	昼間 （8時～17時）	夜間 （17時～22時） （ 5時～ 8時）	深夜 （22時～5時）	備考
タンパ及びランマ	60～80kg	h	303	303	303	運転手別途計上
振動コンパクタ（前進型）	40～60kg	h	266	266	266	運転手別途計上
振動コンパクタ（前後進型）	330kg	h	994	994	994	運転手別途計上
コンクリートカッタ(手動式)	切削深 10cm級	h	328	328	328	運転手別途計上
コンクリートカッタ	切削深 20cm級	h	1,860	1,860	1,860	運転手別途計上
水中ポンプ	口径50mm、全揚程10m	h	26	26	26	運転手別途計上
発動発電機	2kVA	h	232	232	232	運転手別途計上
発動発電機	3kVA	h	383	383	383	運転手別途計上
ライトバン	1.5L	h	6,130	7,180	8,240	運転手含む
草刈機（肩掛式）	カッタ径 φ255mm	h	150	150	150	運転手別途計上
チェンソー	鋸長350mm	h	127	127	127	運転手別途計上
軽トラック	350kg	h	3,940	4,660	5,380	運転手含む
労務費						
運転手（特殊）	日額（8h）21,700円	h	2,710	3,250	3,790	
運転手（一般）	日額（8h）20,700円	h	2,590	3,110	3,640	
特殊作業員	日額（8h）23,300円	h	2,910	3,480	4,050	
土木一般世話役	日額（8h）26,400円	h	3,300	3,940	4,570	
普通作業員	日額（8h）21,900円	h	2,740	3,320	3,900	
軽作業員	日額（8h）15,800円	h	1,980	2,410	2,850	
配管工	日額（8h）22,000円	h	2,750	3,280	3,820	
電工	日額（8h）23,700円	h	2,960	3,500	4,030	
電気点検技術者	日額（8h）36,700円	h	4,590	5,320	6,050	
電気点検技術員	日額（8h）28,300円	h	3,540	4,100	4,670	
交通誘導警備員Ａ	日額（8h）15,500円	h	1,940	2,350	2,760	
交通誘導警備員Ｂ	日額（8h）13,800円	h	1,730	2,110	2,500	

※１　建設機械の賃借料は、徳島県県土整備部土木工事標準積算基準書に基づき、上表に示す１時間当たりの基礎単価により算出した金額に、次の諸経費率を乗じて得た金額を加えた金額（千円未満切捨て）とする。
なお、諸経費率は、23.94％を標準とする。

※２　作業員の労務費及び建設機械の賃借料の算出に当たっては、実際の作業に要した建設機械及び時間を対象とする。この場合において、作業員等の移動や資機材の運搬等に使用した軽トラック等については、これらの移動や運搬等に要した時間のみ、算入するものとする。

※３　建設機械の運搬（回送）については、諸経費率に含むものとする。ただし、20ｔを超える建設機械を運搬する場合は、市と協議し、必要な経費を計上するものとする。

※４　上表に示す建設機械のうち、ホイールローダ及びモーターグレーダについては、除雪作業において使用する場合に限り、同表に示す１時間当たりの基礎単価に、次の損耗費を加算するものとする。

＜タイヤチェーン＞	ホイールローダ　・・・	１時間当たりの損耗費	663円
	モータグレーダ　・・・	１時間当たりの損耗費	647円
＜路面整正用切刃＞	ホイールローダ　・・・	１時間当たりの損耗費	648円
	モータグレーダ　・・・	１時間当たりの損耗費	665円

※５　ライトバンについては、原則として、市から依頼された現況等の確認・巡視について使用するものとする。

※６　上表の備考欄中の「運転手含む」とは上表に示す基礎単価に機械損料、燃料費、運転労務費を含んでいることを示しており、「運転手別途計上」とは基礎単価に機械損料、燃料費のみを含んでいることを示している。
なお、後者の場合においては、建設機械の運転等に従事した作業員に係る労務費を別途計上するものとする。

※７　受注者は、市に対し、請求書及び作業に応じた作業日報、管理写真（作業前・作業状況・作業完了・使用機械等を撮影・整理したもの）を提出するものとする。

※８　市は、建設機械の賃借料及び作業員の労務費について、受注者の提出する適法な支払請求を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

※９　この書面に定めのない事項については、市と受注者が協議して定めるものとする。